装管調第２５８号
２７．１０．１
一部改正　装管調第３９７１号
２９．３．２７
一部改正　装管調第８７４０号
令和４年５月３０日

長官官房監察監査・評価官
調　達　事　業　部　長　殿

調達管理部長
（公印省略）

契約条項の適用に係る適正性の確保に関する措置について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙
配布区分：調達企画課長、原価管理官、企業調査官

別紙

契約条項の適用に係る適正性の確保に関する措置

1　趣旨

契約条項（特約・特殊条項等を含む。以下同じ。）の適用間違い等を防止することを目的として、契約条項の適用に係る適正性の確保に関して必要な措置を講ずるものである。

2　契約条項の適用に係る適正性の確保に関する措置

装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（防衛庁訓令第４号）第３条に規定する装備品等及び役務の調達に基づく契約（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により調達する装備品等及び役務を除く。）を対象とし、次に掲げる措置を講ずるものとし、不備があることを発見した場合には、調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官、調達事業部輸入調達官、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長又は調達事業部航空機調達官付回転翼室長（以下「物別調達官及び室長」という。）は、契約相手方と協議の上、必要な処置をとるものとする。

⑴　チェックシートを用いた適正性の確認

物別調達官及び室長は、付紙「物品・役務等調達関係チェックシート（契約部署用）」を基準として、物別調達官及び室長ごとの特性を踏まえた網羅的なチェックシートの最新版を常時作成し、落札決定後、契約事務に関する訓令に係る事務要領について（装管調第２５２号。２７．１０．１）第９０条第１項の規定による担当官の支出負担行為の発議を求めるに当たっては同条同項に規定されている契約書等（以下「契約書等」という。）のほか、当該チェックシートを添付の上、支出負担行為の発議を求めるものとし、その後、支出負担行為認証官の認証を受けるため、当該書類一式を長官官房監察監査・評価官（以下「監察監査・評価官」という。）に送付するものとする。

監察監査・評価官は、物別調達官及び室長より送付を受けたチェックシートを基に、契約書に契約条項が適正に適用されているか否かについて確認し、契約書等について支出負担行為認証官の認証を受けるものとする。

⑵　中央調達システム内データの監視

調達管理部調達企画課長は、中央調達システムのデータを定期的（四半期毎）

に受信処理し、契約条項が適正に適用されているか否かについて一元的に確認し、不備があることを発見した場合には物別調達官及び室長に報告するものとする。

⑶　一斉点検の実施

物別調達官及び室長は、毎年度６月３０日までに、前年度に契約締結した関係書類の一斉点検週間を設け、契約条項が適正に適用されているか否かについて確認し、その結果について担当の調達事業部調達総括官又は調達事業部総括装備調達官に文書にて報告するものとする。

⑷　内部監査における重点的チェック

監察監査・評価官は、内部監査において、「契約条項の適用状況」を重点的な監査項目に指定のうえ、必要な監査を実施するものとする。